

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
8月26日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認の届出(由宇町)(市町村課).....一

卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(水産課).....一

卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(水産課).....三

海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示の一部改正(漁港漁村課).....五

山口県道路公社による道路の区域の変更(道路整備課).....六

道路の供用の開始(道路整備課).....六

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七

大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定により述べた意見の概要(商政課).....七

一般競争入札の実施(雇用・能力開発課).....七

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....八

公安委告示

技能検定員審査の実施.....九

教習指導員審査の実施.....九

山口県告示第四百六十四号



地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、由宇町長から由宇町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年八月四日確認した旨

の届出があつた。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関成

玖珂郡由宇町字桂の下四〇六三から同町字有家浦七九七一の五までに沿接する一般国道一八八号地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十六年十月十三日付け指令港湾第二二号の一〇でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇八メートル)及び1の地点と2の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L. +三・〇八メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地七、五四六・九九平方メートル

1の地点 玖珂郡由宇町字桂の下の由宇崎三等三角点(北緯三四度〇二分〇二・二四八秒東経一三三度二分五九・三六〇秒)から七四度〇二分〇三秒一一八・六七メートルの地点

2の地点 1の地点から一八九度三九分五〇秒三八〇・五八メートルの地点

山口県告示第四百六十五号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第二十二条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があつた。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関成

一	登録番号	水開第六号	山口県知事	二井 関成
二	開設者の名称及び住所			
	名 称	受 住 所	名 称	渡 住 所
	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	光漁業協同組合	光市室積二丁目一七番一三号
三	その他の卸売市場の名称			
	変 更	後	変 更	前
	山口県漁協光魚市場		光漁業協同組合魚市場	
四	その他の卸売市場の所在地			
	光市室積二丁目一七番一三号			
五	変更年月日			

平成十七年八月一日

一 登録番号 水開第九号
開設者の名称及び住所

二 山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合 番二四号
その他の卸売市場の名称

変更 後

新南陽市漁業協同組合富田共同販売所

変更 前

三 山口県漁協富田共同販売所
その他の卸売市場の所在地
周南市温田二丁目五番六号
変更年月日
平成十七年八月一日

四 登録番号 水開第一五号
開設者の名称及び住所

五 山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合 番二四号
その他の卸売市場の名称

変更 後

防府市漁業協同組合大海支所共同販売所

変更 前

六 山口県漁協大海共同販売所
その他の卸売市場の所在地
吉敷郡秋穂町東六四三の一
変更年月日
平成十七年八月一日

七 登録番号 水開第一八号
開設者の名称及び住所

名称 譲受住所 人

名称 譲渡住所 人

山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合 番二四号
その他の卸売市場の名称

変更 後

阿知須漁業協同 吉敷郡阿知須町三七二
組合 五の七〇

変更 前

四 山口県漁協阿知須共同販売所
その他の卸売市場の所在地
吉敷郡阿知須町三七二五の七〇
変更年月日
平成十七年八月一日

五 登録番号 水開第二二号
開設者の名称及び住所

六 山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合 番二四号
その他の卸売市場の名称

変更 後

厚狭漁業協同組合 山陽小野田市大字郡五
五六五の五

変更 前

七 山口県漁協厚狭共同販売所
その他の卸売市場の所在地
山陽小野田市大字郡五五六五の五
変更年月日
平成十七年八月一日

八 登録番号 水開第一四号
開設者の名称及び住所

九 山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合 番二四号
その他の卸売市場の名称

変更 後

下関ひびき漁業 下関市安岡本町二丁目
協同組合 一九番一四号

変更 前

十 山口県漁協安岡共同荷捌所
その他の卸売市場の所在地

下関ひびき漁業協同組合共同荷捌所

五 変更年月日
平成十七年八月一日

一 登録番号 水開第二六号
開設者の名称及び住所

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

三 変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

四 変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

一 登録番号 水開第二九号
開設者の名称及び住所

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

三 変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

四 変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

一 登録番号 水開第五〇号

二 開設者の名称及び住所

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

三 変更年月日
平成十七年八月一日

小野田漁業協同組合 山陽小野田市大字小野田一九〇〇の一

四 変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

一 登録番号 水開第五五号
開設者の名称及び住所

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

三 変更年月日
平成十七年八月一日

東岐波漁業協同組合 宇部市大字東岐波字丸尾四一九三の九

四 変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

山口県告示第四百六十六号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第二十六条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 登録番号 水卸第二四号 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
二 登録番号 水卸第二九号 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
三 その他の卸売市場の名称	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
四 山口県漁協安岡共同荷捌所 その他の卸売市場の所在地 下関市大字安岡安岡漁港埋立地	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
五 変更年月日 平成十七年八月一日	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

一 登録番号 水卸第五六号 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
二 登録番号 水卸第五六号 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
三 その他の卸売市場の名称	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
四 山口県漁協小串共同販売所 その他の卸売市場の所在地 下関市豊浦町大字小串二一〇六の三	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
五 変更年月日 平成十七年八月一日	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

山口県告示第四百六十七号

海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示
(昭和五十一年山口県告示第三百七十一号の二)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日
山口県知事 二井 関成
表山口県山口南沿岸の項中「徳山市長」を「周南市長」に、

富海漁港	富海地区海岸	昭和三十三年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸の富海漁港の区域に接する区域	防府市長
------	--------	---	------

を
に改め、同表

富海漁港	富海地区海岸	昭和三十三年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸の富海漁港の区域に接する区域	防府市長
相原漁港	北江地区海岸	昭和三十三年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸の相原漁港の区域に接する区域	山口市長

山口県山口北沿岸の項中、「三隅町長」を「長門市長」に改める。

山口県告示第四百六十八号

山口県道路公社が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条の十九において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。
その関係図面は、平成十七年八月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 福浦港金比羅線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
下関市筋ヶ浜町七六七の一四地先から同市 同町七六七の三地先まで	新 旧	最狭 三〇・〇八 最狭 六三・〇五	五四・〇 五四・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十七年八月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
福浦港金比羅線	下関市筋ヶ浜町七六七の一四地先から同市 同町七六七の三地先まで	平成十七年八月二十七日



(四五二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成十五年五月十六日から平成十七年三月一日まで	宇部市地籍簿	大字櫛原の一部
周南市	平成十五年五月二十一日から平成十七年三月一日まで	周南市地籍簿	大字湯野の一部
錦町	平成十五年五月十九日から平成十七年三月十五日まで	錦町地籍簿	大字須川の一部

二 認証年月日
平成十七年八月二十六日

(四五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年四月十五日山口県公告(二二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市及び山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課、宇部市経済部商業観光課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド宇部店

所在地 山陽小野田市大字丸河内九七四の一

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(四五四) 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定により述べた意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、平成十七年三月四日山口県公告(一〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見を述べました。

当該意見は、平成十七年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク新南陽店

所在地 周南市大字富田二七六三

二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求め。

(四五五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

普通旋盤 十台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年二月二日

(四) 納入場所

山口県立東部高等産業技術学校

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十五年山口県告示第三百二十八号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、一般工作機器について特Aの等級に格付されている者であること。

- 三 契約条項を示す場所
周南市瀬戸見町一五番一号 山口県立東部高等産業技術学校管理部
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県立東部高等産業技術学校管理部において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
(二) 提出場所
山口県立東部高等産業技術学校管理部
- (三) 受領期限
平成十七年十月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年十月六日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
周南市瀬戸見町一五番一号 山口県立東部高等産業技術学校会議室
(二) 日時
平成十七年十月六日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県立東部高等産業技術学校長 吉本 俊夫

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県立東部高等産業技術学校管理部(電話〇八三四―二八一―三三三三)に問い合わせること。
 - 十一 Summary
(1) Branch office in charge of contract: East Yamaguchi Vocational Training School
(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Engine lathe, 10 sets
(3) Delivery period: February 2, 2006
(4) Delivery place: East Yamaguchi Vocational Training School
(5) Section in charge of procurement and Contract point for the notice: East Yamaguchi Vocational Training School (Tel 0834-28-2233)
(6) Time limit for tender: 5:15 P.M., October 5, 2005
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., October 6, 2005)
- (四五六) 土地改良事業の完了の届出
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
- 平成十七年八月二十六日
- | 土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 | 事業の名称 | 工事着手時期 | 工事完了時期 |
|--------------------|----------------------|------------|----------|
| 萩市 | 小川地区
用排水施設の
改修 | 平成一三、一一、二九 | 平成一六、三、八 |
| " | 野原地区
ため池の整備 | 平成一四、六、一 | " |
| " | 原向地区
ため池の整備 | " | " |
- 山口県知事 二井 関 成

山陽小野田市	上五反田地区	平成一五、九、二五	〃	三、二六
	ため池の整備			
	上山地区	〃	二四	〃
	ため池の整備			一、二
	火口地区	〃	〃	〃
	ため池の整備			七



山口県公安委員会告示第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年八月二十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自一）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
 - （一）日時 平成十七年十月三日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - （二）場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成十七年九月九日（金曜日）から同月十六日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - （一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - （二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - （三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す
ること。

七 審査手数料

一万四千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免
除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を
減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入
証紙には、消印をしないこと。

審査	審査細目	減ずる額
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三	教則の内容となっている事項	二千二百円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲 げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ず るものとする。		

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三
一―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型一種）及び技能検定員審査（普通二種）

備 考	審 査 細 目	減 ず る 額
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者の知識	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
	三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
	四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令について	二千八百五十円

- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成十七年十月五日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年九月九日(金曜日)から同月十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

備 考	審 査 細 目	減 ず る 額
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者の知識	一 技能検定員審査(普通)	四千七百五十円
	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
	三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
	四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令について	二千八百五十円

- 者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減するものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成十七年十月六日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年九月九日(金曜日)から同月十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第五十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年八月二十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所

日 時 場 所

平成一七、九、二九 午前九時から午後五時十五分まで 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二
山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十七年九月九日(金曜日)から同月十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円

四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成十七年十月四日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年九月九日(金曜日)から同月十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年十月七日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年九月九日(金曜日)から同月十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考
大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成十七年八月二十六日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)